

事 務 連 絡

平成28年4月27日

熊本県 } 母子保健担当者 殿
熊本市 }

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

平成28年熊本地震で被災した妊産婦等の適切な生活環境の確保について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段の御配慮をいただいているところであり、深く感謝申し上げます。

今般の平成28年熊本地震により、避難所等での生活を余儀なくされている被災者の方々については、避難所等での生活の長期化に伴い、心身の健康への影響が生ずることが想定されます。特に、妊産婦及び生後3か月頃までの児に対しては、健康管理に配慮した生活が送れるよう、要援護者として、適切な生活環境の確保が重要です。

今般、熊本県内の産婦人科医療機関に対し、別添の文書を送付し、各医療機関における情報をもとに、各医療機関で分娩を行った産婦及び妊婦健康診査を受診している妊婦の所在確認とともに、妊産婦等が利用できる施設や車中泊のリスクについての情報提供への協力を依頼しましたのでお知らせいたします。

今後、各医療機関から、各医療機関として心配な妊産婦等について、当該妊産婦の住所地の市町村（市町村と連絡がとれない場合は熊本県）の母子保健担当部署に連絡が入る場合があります。連絡があった際には、母子保健担当部署においても、電話連絡や訪問等により当該妊産婦の所在の確認に努め、連絡がとれた場合には、妊産婦等が利用できる施設や車中泊のリスクについて情報提供くださいますようお願い申し上げます。

熊本県におかれましては、管内市町村（熊本市を除く）に対し、本事務連絡の内容につき広く周知いただきますようお願い申し上げます。